

若松高等学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)を受け、学校の職員・保護者・生徒の共通理解のもと学校におけるいじめ防止基本方針を定める。

1 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

ア いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

ウ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。いじめに対する対応は、正確かつ誠実に行う。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

【いじめ防止対策委員会】

教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部教育相談係、特別支援教育コーディネータ、養護教諭、PTA 会長、必要に応じて生徒会長

役割：いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止の調査・点検・評価

(2) 日常の業務

【生徒指導部】

役割：いじめ防止の啓発、マナー指導の実施、職員研修の企画、教育相談の実施、いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止対策の点検・評価

【教育相談委員会・特別支援教育推進委員会】

生徒指導部教育相談係、養護教諭、特別支援コーディネータ、各学年教育相談係、教頭

役割：悩み・いじめの調査、相談窓口の周知、職員研修の企画、外部の専門機関等との連携(近隣配置校のスクールカウンセラー含む)、教育相談の実施

【セクハラ防止委員会】

セクハラ及び体罰防止の啓発及び調査、相談窓口の周知、職員研修の企画、セクハラ相談の実施

(3) いじめの緊急会議

【特別指導委員会】

生徒指導主事、各学年生徒指導部、各学年主任、加害者及び被害者該当クラス担任、教頭、必要に応じて特別支援教育コーディネーター、養護教諭、生徒指導部教育相談係等
役割：関係生徒の調査・指導及びケア、警察等外部専門関係機関との連携（近隣配置校のスクールカウンセラー含む）

3 いじめの未然防止について

- (1) 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体になった継続的な取組をする必要がある。そのために、全ての教育活動を通じて、生徒の豊かな情操と道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の育成に努める。教職員は、日頃の「わかる授業」の展開に努力し、生徒の自己有用感、コミュニケーション能力の向上を図り、いじめの未然防止に努める。
- (2) 学校は、いじめを防止するため、保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって生徒が自主的に行うものに対する支援や生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。生徒指導部及び教育相談委員会を中心に、全校集会、学年集会、PTA 総会、生徒総会等を通じていじめ防止の啓発活動を展開する。
- (3) 学校は、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。「情報」の授業はもちろんのこと、「道徳」、全校集会、学年集会、LHR 等においてもインターネットによるいじめや犯罪の防止について学ぶ機会を計画的に持つ。
- (4) 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。また、教職員は、過度の競争意識、勝利至上主義が生徒のストレスを高めることから、いじめを誘発しやすいことを認識して、指導にあたる。また、特に体罰については、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等において体罰禁止の徹底を図る。

4 いじめの早期発見・相談通報について

学校は、いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。いじめを通報する「勇気」、いじめられていることは「恥ずかしいことではない」ことを日頃から指導する。

- (1) 教育相談委員会による学期に1回の学校生活、家庭生活、悩み、いじめ（インターネットによるものを含む）アンケート調査を行う。（調査にあたっては、生徒のプライバシー等に配慮する）
- (2) セクハラ防止委員会による年1回のセクハラ・体罰調査を行う。

- (3) 1学期に生徒面談月間を設け、全生徒と担任が面談を行う。
- (4) 1学期に保護者面談週間を設け、全生徒の保護者と担任が面談を行う。
- (5) いじめを受けている子どもが示す特徴を保護者に周知する。
- (6) 保護者及び生徒に対し、いじめ防止に関する相談・通報窓口の周知を年3回行う。窓口は、セクハラ相談員、教育相談委員とする。
- (7) 全職員が日頃から生徒の人間関係を観察する。
- (8) 以下のような学校以外のいじめの相談・通報窓口を生徒・保護者に紹介する。
 - 学校や家庭生活、友だちのこと、心や体についての悩みに関する相談
 - ・子どもと親のサポートセンター 0120-415-446（相談専用）8時30分～17時15分
 - ※いじめに関する相談は毎日24時間受付
 - 非行・犯罪被害・交友関係に関する相談
 - ・千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン）※20歳未満の少年に関すること
0120-783-497（相談専用）
 - ・警察総合相談窓口 #9110（8時30分～17時15分）
 - ・各警察署生活安全課 各警察署代表電話
 - 子どもの人権に関する相談
 - ・子どもの人権110番（千葉地方法務局人権擁護課）0120-007-110（相談専用）
8時30分～17時15分

5 いじめを認知した場合の対応

学校は、いじめの通報を受けたとき又は、その他生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。

- (1) 発見者は直ちに当該生徒の担任に報告し、該当学年主任を中心に調査を行い、いじめの疑いがある場合は、特別指導委員会を開く。被害生徒の保護者には、早急に状況を直接説明する。
- (2) いじめの被害及び加害生徒の調査については、別室で個別に行い、複数の職員で対応し、記録をとる。調査する時間が長い場合は、休憩や食事時間に配慮し、暴言や威圧等の不適切な聴取方法は、禁止する。周辺の生徒への情報の聞き取りあるいはアンケート等を実施し、情報を詳細に収集する。また、調査範囲が狭かったり、時間が経って、供述内容が変わることもあるので、十分に時間をかけて慎重に調査し、記録を保存する。
- (3) 被害生徒及び保護者、いじめを知らせた生徒には身の安全を徹底して守ることを伝える。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは被害者が届出た所轄の警察署と連携してこれに対処し、関係機関との連携を含め、今後の対応について十分に話しあう。被害生徒・加害生徒の心のケアが必要な場合は関係機関に支援を求める。
- (5) いじめの加害生徒が被害生徒や通報者に圧力をかけることのないように、指導すると共にいじめた気持ちや状況について十分に聞き、生徒の背景にも目を向ける。いじめが人として許されない行為であることや被害者の気持ちを認識できるよう指導する。また、今後の学校生活等について継続的に指導する。必要があれば、被害生徒とは違う教室で学習させるなどの措置を講ずる。加害生徒の保護者には、正確に事実関係を説明し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

- (6) いじめ調査については、被害生徒及び保護者に情報提供する。
- (7) いじめ周辺の生徒に対しても、「傍観者」は、いじめを暗黙に了解していることになることを認識させ、「傍観者」から「仲裁者」への転換を促す。
- (8) 校長は、生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、加害生徒に対して、校長裁量による特別指導あるいは、懲戒を加えるものとする。その際、指導の内容を生徒・保護者に丁寧に説明をする。

6 重大事態への対応

- (1) 学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、県教育委員会又は本校に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

ア 重大事態とは

- 1 いじめにより当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 学校内及び教育委員会への報告、連絡

発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主事⇒教頭⇒校長

校長⇒学校安全保健課（危機管理担当 043-223-4090）⇒教育長⇒知事

⇒指導課（第二報以降の対応）

教頭は、第一報後、事故報告を文書により報告する。

ウ 調査及び対応は、「5 いじめを認知した場合の対応」に則り迅速に行う。

- (2) 当該調査に係るいじめの被害生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

7 公表・点検・評価

- (1) 本学校いじめ防止基本方針は、ホームページで公表する。
- (2) 年度毎にいじめに関する調査及び分析を関係分掌で行い、必要に応じて公表する。
- (3) 年度毎にいじめに関する取組について保護者・生徒・所属職員に対する学校評価アンケート項目に定める。
- (4) 本学校いじめ防止基本方針は状況に応じて見直しをする。

平成26年2月26日制定

平成26年11月27日改訂